

港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者募集要項

1 目的

区では、平成 29 年 4 月に「港区客引き行為等の防止に関する条例」（以下「条例」といいます。）を施行し、公共の場所における客引き行為等を防止するための取組を行っています。昨今、繁華街の違反行為者が増加していることから、客引き行為等を撲滅し、違反行為者がいない繁華街を実現するため、今までの取組以上に、対策を講じる必要があります。

本業務については、警備業法に基づく業者であり、繁華街の生活安全対策や巡回指導業務等の豊富な実績とノウハウを有するとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢が求められるため、公募型プロポーザル方式により事業候補者選考を実施します。

2 業務概要

(1) 件名

港区客引き行為等防止巡回指導業務委託

(2) 主な業務内容

- ①条例の周知・啓発
- ②条例の違反行為者に対する指導
- ③六本木安全安心憲章の周知・啓発（六本木地区のみ）
- ④その他社会通念上の迷惑行為の抑止・啓発

※詳しくは、「別紙 1 仕様書（案）」を参照してください。

(3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 事業規模

年間 317,716,000 円（税込）までとします。

この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意してください。なお、事業規模を超えての提案を行った場合は、失格とします。

※本件は、令和 7 年 4 月から実施する事業のため、予算の議決前に業務委託事業候補者を募集します。予算成立後、予算の範囲内の規模での業務委託を行う予定であることをあらかじめご了承ください。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。また、共同事業体を結成し、参加申請する場合、構成する全ての事業者が参加資格に該当することが必要です。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格を取消し、又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手

続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。

- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日 16 港政契第 238 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象とはなりません。
- (7) 「別紙 1 仕様書（案）」に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。
- (8) 警備業法に基づく事業者であり、繁華街における生活安全対策や巡回指導業務等の豊富な実績とノウハウを有していること。

※（6）の区外事業者の区内事業者との共同

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価点を優遇します（※詳細は、「別紙 2 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準」を参照してください。）。

4 選考スケジュール（予定）

事項	日程
募集要項の公表・配布期間	令和 6 年 12 月 24 日（火）から 令和 7 年 1 月 27 日（月）正午まで
募集要項に対する質問受付期限	令和 7 年 1 月 8 日（水）正午まで
質問一斉回答	令和 7 年 1 月 10 日（金）
参加表明書・企画提案書等提出期限	令和 7 年 1 月 27 日（月）正午まで
第一次審査（書類審査）結果通知	令和 7 年 2 月 13 日（木）
第二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 2 月 26 日（水）
第二次審査結果通知	令和 7 年 3 月 4 日（火）
契約手続き	令和 7 年 3 月中旬以降
業務委託開始	令和 7 年 4 月 1 日（火）

5 配布書類等

(1) 配布場所

本資料の「13 担当・連絡先」に記載のとおり

※配布書類は、区ホームページからダウンロード可能です。

(2) 配布期間等

ア 窓口配布期間

令和6年12月24日（火）から令和7年1月27日（月）まで

※午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）

イ ホームページ掲載期間

令和6年12月24日（火）から令和7年1月27日（月）まで

(3) 配布書類

プロポーザル実施関係

ア 募集要項

イ 【別紙1】仕様書（案）

ウ 【別紙2】港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準

提出資料関係

ア 【様式1】質問書

イ 【様式2】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書兼地域貢献活動申請書

ウ 【様式3】共同事業体構成書

エ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状

オ 【様式3-3】委任状

カ 【様式4】事業者概要

キ 【様式5】事業者業務実績

ク 【様式6】港区客引き行為等防止巡回指導業務委託における各地区予定警備員指導教育責任者（同資格保有者）の経歴

ケ 【様式7】企画提案書①業務に対する理解度・取組姿勢について

コ 【様式8】企画提案書②人材の確保及び教育について

サ 【様式9】企画提案書③実施体制等について

シ 【様式10】企画提案書④客引き行為者等に対する効果的な指導方法について

ス 【様式11】企画提案書⑤港区の地域特性を踏まえた改善手法について

セ 【様式12】企画提案書⑥事業の充実に向けた追加提案について

ソ 【様式13】プロポーザル参加辞退届

6 質問書の受付・回答

(1) 受付期限

令和7年1月8日（水）正午

(2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、本資料の「13 担当・連絡先」まで電子メールで提出してください。電話による質問には回答しません。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を入れてください。なお、メール未着などによる不利益等について、区は責任を負いません。

(3) 回答方法

令和7年1月10日（金）に、すべての質疑に対する回答書を港区ホームページで公表し

ます。なお、回答の際、質問者は公表しません。また、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの等）によっては回答しない場合があります。

7 企画提案書等の提出について

(1) 提出期間

令和6年12月24日（火）から令和7年1月27日（月）

午前9時から午後5時まで（土・日・祝を除く）。

ただし、令和7年1月27日（月）は午前9時から正午まで。

※事前に電話予約の上、来所してください。

(2) 提出先

本資料の「13 担当・連絡先」に記載のとおり

(3) 提出方法

直接担当まで持参してください。

(4) 提出資料

ア 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）

※「港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準」により、区内事業者の認定を受けている事業者は「区内事業者認定通知」を添付してください。

イ 【様式2】プロポーザル参加表明書兼参加資格審査申請書兼地域貢献活動申請書

ウ 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づく標識の写し

※エ～キは、共同事業体を結成し、参加申請する場合に提出してください。

エ 【様式3】共同事業体構成書 ※該当する場合のみ提出

オ 【様式3-2】共同事業体協定書兼委任状 ※該当する場合のみ提出

カ 【様式3-3】委任状 ※該当する場合のみ提出

キ 登記簿謄本 ※該当する場合のみ提出

ク 加対象となる地域貢献活動項目がある場合は、各項目指定の提出書類

※該当する場合のみ提出

【別紙2】港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準参照

ケ 【様式4】事業者概要

※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。

コ 【様式5】事業者業務実績

※共同事業体を結成し、参加申請する場合は、構成する全ての事業者について提出してください。

サ 事業者業務実績を確認できる資料（契約関係書類、契約が確認できるホームページの画面等）の写し

※実績数に応じてそれぞれ提出してください。

シ 【様式6】港区客引き行為等防止巡回指導業務委託における各地区予定警備員指導教育責任者（同資格保有者）の経歴

ス 【様式7】企画提案書①業務に対する理解度・取組姿勢について

セ 【様式8】企画提案書②人材の確保及び教育について

ソ 【様式9】企画提案書③実施体制等について

タ 【様式10】企画提案書④客引き行為者等に対する効果的な指導方法について

チ 【様式11】企画提案書⑤港区の地域特性を踏まえた改善手法について

ツ 【様式12】企画提案書⑥事業の充実に向けた追加提案について

テ 【様式13】 プロポーザル参加辞退届

ト 【様式なし】 見積書

(5) 提出部数

ア 「項番7 企画提案書等の提出について(4) 提出資料」のア～シ 1部

イ 「項番7 企画提案書等の提出について(4) 提出資料」のス～ト 正本1部 副本8部

※提出資料スからトは、片面印刷とし、順番に重ねて、ファイルに綴じてください。

※正本1部は表紙に事業者名を記入し、副本8部については事業者名を記入しないでください。また、全ての提案書等の中には、事業者名(協力事業者名を含む。)を特定する事項(社名、マーク等)を記入しないでください。

ウ 「項番7 企画提案書等の提出について(4) 提出資料」のア～トのデータを格納したCD-R等※ 1枚

※Word又はExcelの元データとPDF形式としたデータの両方をご提出ください。

※CD-R等表面には社(者)名を記入してください。

(6) 留意事項

ア 各提出書類については、A4サイズ、文字サイズは11ポイント以上としてください。

イ 補足資料は片面刷り、両面刷り全体で5枚以内とし、各提出資料のサイズに合わせる。こと。なお、規定された記載事項は提出資料内に記載し、補足資料は各提出資料を補足するものとしてください。

ウ 正本、副本とも、各様式に様式番号を記載したインデックスを付してください。

(7) 企画提案書等作成要領

ア 【様式4】 事業者概要

<記載事項>

事業者の概要について ※「様式4」の記入欄に従ってください。

イ 【様式5】 事業者業務実績

<記載事項>

事業者として令和元年度から令和5年度に履行期間1年以上継続して官公庁等から受注した類似事業の実績 ※「様式5」の記入欄に従ってください。

ウ 【様式6】 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託における各地区予定警備員指導教育責任者(同資格保有者)の経歴

<記載事項>

警備員指導教育責任者として令和元年度から令和5年度に官公庁等から受注し、1年以上継続して従事した類似事業の実績 ※「様式6」の記入欄に従ってください。

エ 【様式7】 企画提案書①業務に対する理解度・取組姿勢について

<記載事項>

業務に対する理解度・取組姿勢について

オ 【様式8】 企画提案書②人材の確保及び教育について

<記載事項>

①人材の確保について

②業務従事者への教育について

カ 【様式9】 企画提案書③実施体制等について

<記載事項>

①安全対策について

②区との連絡体制や緊急時の体制について

③関連他業務との連携等について

④業務従事者間の連携や業務管理について

キ 【様式10】企画提案書④客引き行為者等に対する効果的な指導方法について
＜記載事項＞

客引き行為者等に対する効果的な指導方法について

ク 【様式11】企画提案書⑤港区の地域特性を踏まえた改善手法について
＜記載事項＞

①港区内各6地区における客引き行為等の地域特性の把握及び現状分析

②新橋地区の状況改善に向けた具体的な手法及び期待される効果

③六本木地区の状況改善に向けた具体的な手法及び期待される効果

④赤坂地区の状況改善に向けた具体的な手法及び期待される効果

⑤大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区の状況改善に向けた具体的な手法及び期待される効果

ケ 【様式12】企画提案書⑥事業の充実に向けた追加提案について
＜記載事項＞

事業の充実に向けた追加提案

※採用された事業候補者の提案内容を全てそのまま本業務履行の内容とするものではありませんが、区が本業務の目的を達成するために有用な提案と判断した場合、業務内容として採用することがあります。企画提案の内容は、貴社が責任を持って履行できるものとしてください。

コ 【見積書】
＜記載事項＞

令和7年度の受注に要する経費の見積書を作成してください。金額は税込みとし、内訳・明細を記載してください。見積価格はあくまでも参考ですが、提出以降は受注内容に大幅な変更がない限り、金額を変更（増額）しないこととします。なお、見積額が2（4）の参考事業規模の上限額を上回る場合は、失格とします。

（8）注意事項

提出期限までに提出資料を提出しなかった場合は、失格とします。

8 事業候補者の選考と審査

「別紙2 港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考基準」のとおりです。

9 提案にあたっての注意事項

（1）次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。

①提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

②記入すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

③虚偽の内容が記載されているもの

④この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者にプロポーザルに対する助言等を直接または間接的に求めた場合。

（2）本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。

（3）提出書類等の返却はいたしません。

- (4) 提出受付期間終了後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関しての質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとします。
- (8) 企画提案書に記載した業務責任者は、病気・死亡・退職等、特別な事情を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式13】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、令和7年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) 区は、事業候補者と契約を締結するにあたり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (10) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除きます。）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。

12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物として、同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

13 担当・連絡先

105-8511 港区芝公園 1－5－25

港区防災危機管理室防災課生活安全推進担当（区役所 5 階）

電話：03-3578-2111（内線 2270） E-mail：minato36@city.minato.tokyo.jp